

2026 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 七 十 七 銀 行
代 表 者 名 代 表 取 締 役 頭 取 小 林 英 文
(コード番号 8341 東証プライム・札証)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 合 企 画 部 長 田 邊 茂
(TEL 022-267-1111)

「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」
ならびに「株主優待制度の変更」に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」ならびに「株主優待制度の変更」を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の概要

(1) 分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 分割の方法

2026 年 3 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主の所有する当行普通株式を、1 株につき 3 株の割合をもって分割いたします。

なお、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	76,655,746 株
今回の分割により増加する株式数	153,311,492 株
株式分割後の発行済株式総数	229,967,238 株
株式分割後の発行可能株式総数	806,400,000 株

(4) 分割の日程

基準日公告日（予定）	2026 年 3 月 13 日
基準日	2026 年 3 月 31 日
効力発生日	2026 年 4 月 1 日

(5) 配当について

今回の株式分割は、2026 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は 2025 年 11 月 14 日の公表内容である 226 円から変更ありませんので、1 株当たりの期末配当金は 113 円を予定しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2026 年 4 月 1 日をもって、当行定款の一部を以下のとおり変更いたします。

(2) 変更の内容（下線部は変更箇所）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>2 億 6,880 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>8 億 640 万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026 年 2 月 27 日
効力発生日	2026 年 4 月 1 日

3. 株主優待制度の変更（拡充）

(1) 変更の理由

今回の株式分割により、投資単位当たりの金額を引き下げるとともに、当行株式への投資の魅力を高め、より多くの株主・投資家の皆さまに当行株式を長期的に保有していただくことを目的として、株主優待制度を拡充いたします。

(2) 実施時期等

2026 年 3 月 31 日時点の株主名簿に登録された株主さまより変更内容を適用し、初回に限り（2026 年 3 月 31 日基準）、継続保有期間にかかわらず株主優待を実施いたします。

なお、今回の株主分割は 2026 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待については、株式分割前の保有株式数を基準に実施いたします。

(3) 株主優待制度の変更内容（拡充）

株主優待の保有株式数の要件を引き下げるとともに、地元特産品、寄付金、ギフトカードの特典金額を引き上げます。詳細は改めて、ホームページ等でご案内いたします。

<現 行>

継続保有株数	300 株以上 1,000 株未満	1,000 株以上 3,000 株未満	3,000 株以上
継続保有期間	1 年以上	1 年以上	1 年以上
地元特産品等	3,000 円相当	5,000 円相当	10,000 円相当

<変更後>

継続保有株数	<u>500 株以上</u> <u>2,000 株未満</u>	<u>2,000 株以上</u> <u>5,000 株未満</u>	<u>5,000 株以上</u>
(分割前株数)	<u>(167 株以上</u> <u>667 株未満)</u>	<u>(667 株以上</u> <u>1,667 株未満)</u>	<u>(1,667 株以上)</u>
継続保有期間	1 年以上	1 年以上	1 年以上
地元特産品等	<u>4,000 円相当</u>	<u>6,000 円相当</u>	<u>12,000 円相当</u>

以 上

【ご参考】 株式分割に関する Q & A

Q 1. 株式分割を行う目的は何ですか。

A 1. 株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(例) 株式分割前の株価が 9,000 円で、3 分割により分割後の株価が 3,000 円になった場合

- ・株式分割前の最低投資額：9,000 円×100 株＝900,000 円
- ・株式分割後の最低投資額：3,000 円×100 株＝300,000 円

Q 2. 保有する株式の資産価値に影響はありますか。

A 2. 株式分割の前後で、当行の資産や資本に変わりはありませんので、本分割の実施に伴って、株主の皆さまの所有株式の資産価値が変わるものではありません。所有株式数は 3 倍に増加しますが、1 株当たりの純資産額は 3 分の 1 となります。

Q 3. 受け取る配当金に影響はありますか。

A 3. 株式分割の前後で、配当金受取額は変わりません。所有株式数は 3 倍に増加しますが、1 株当たりの年間配当金は 3 分の 1 となります。

(例) 100 株保有しており、分割前の 1 株あたり配当金が年間 210 円（分割後 70 円）の場合

- ・株式分割前の配当金受取額：100 株×210 円＝21,000 円
- ・株式分割後の配当金受取額：300 株× 70 円＝21,000 円

Q 4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 4. 特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q 5. 株式の売買停止期間がありますか。

A 5. 売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は 2026 年 3 月 27 日までとなります。

2026 年 3 月 30 日からは株式分割後の株価・保有株式数でのお取引となり、当該株式の受け渡しは 2026 年 4 月 1 日の効力発生日以降となります。

【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上